



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年12月26日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	河村	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和6年12月25日に下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○体罰及び不適切指導

被処分者	岐南工業高等学校 実習助手(23歳・男性)
事案の概要	令和6年6月頃から同年10月までにかけて、自身が顧問を務める部活動の男子部員1名に対して、肩を殴る、背中を蹴るといった体罰や不適切指導をそれぞれ複数回行った。
処分	停職96日(停職5月相当) ※残りの任用期間による
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 文書訓告
	部顧問 厳重注意(口頭)

○セクシュアル・ハラスメント

被処分者	中学校 教諭(44歳・男性)
事案の概要	令和6年6月17日14時45分頃、勤務校において、女子生徒1名を後ろから抱きしめた。
処分	停職3月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 厳重注意(文書) ※市町村教育委員会が実施